

## 一般社団法人北海道病院薬剤師会 旅費規程細則

第1条 旅費については、北海道病院薬剤師会旅費規程によるもののほか、本細則の規定による。

(交通費計算の基準)

第2条 原則として JR での移動を前提とし、最も経済的な通常の経路により、勤務先所在市町村の代表駅を起点として目的地所在市町村の代表駅までの運賃を計算する。

- 2 普通、特急、新幹線、指定席等の各料金適用基準は別表のとおりとする。
- 3 通常期往復運賃を計算の基礎とする。ただし、往路と復路が異なる場合はそれぞれに片道分の運賃を支給する。
- 4 新幹線駅または特急停車駅がある市町村の代表駅は、その駅とする。

(バス料金の適用)

第3条 事実上 JR が利用できない地域においては、バス料金を適用する。

- 2 交通費の計算は第2条に準じて行う。
- 3 JR とバスの料金は合算して支給する。

(日当)

第4条 会議等への出席および講習会・研修会等のスタッフへの日当は 3,000 円とする。ただし、移動日は日当を支給しないものとする。

- 2 講習会・研修会等の座長への日当は、講演時間に関わらず 5,000 円とする。
- 3 同一日に複数の会議等がある場合は、同じ名目の日当は重複して交付しない。ただし、第1項の日当と第2項の日当は、重複して交付できる。
- 4 出張先が勤務先と同一市町村内の場合は、交通費は日当に含むものとする。

(宿泊費)

第5条 宿泊費は1泊 10,000 円を支給し、これに当該出張における宿泊日数を乗じたものとする。ただし、1泊 10,000 円を超える場合は、領収書の提出により 13,000 円を上限として実費支給する。

- 2 会議等に出席するために起点駅を午前7時以前に出発しなければならない場合は前日宿泊費を、会議等が終了後起点駅に午後10時までに到着できない場合は当日宿泊費を支給する。

(航空機料金の適用)

第6条 道外へまたは道外からの移動に限り、航空機料金を適用し、エコノミークラス、往復割引運賃を計算の基礎とする。

- 2 空港までの陸路交通費として片道 2,000 円を加算する。ただし、第2条に従って計算した結果 2,000 円を超える場合はその交通費を加算する。

(乗車券等の交付)

第7条 事務局が交通または宿泊を手配する場合は、乗車券・航空券および宿泊券を交付し、実費を事務局が負担することで交通費および宿泊費の支給に代えることができる。事務局が手配しない部分の旅費については別に支給する。

(薬学大会)

第8条 北海道薬学大会の会場で大会期間中に行われる会議を対象として会員に支給する旅費は下記のとおりとする。

- (1) 交通費 支給しない。
- (2) 日当 会議の開催日のみ第4条に準じて支給する。
- (3) 宿泊費 初日の午前中に行われる会議に対する前日宿泊費のみ第5条に準じて支給する。

(改廃)

第9条 本規程の改廃は理事会において行うことができる。

附則1) 本規程細則は、平成28年8月5日より実施する。

一部改正 平成28年11月2日

一部改正 平成29年4月6日

一部改正 令和 6年8月5日

別表(第2条第2項関係)

移動距離	適用する料金
50km 未満	普通料金のみ
50km 以上	自由席特急料金(新幹線を含む)を加算
200km 以上	指定席特急料金(新幹線を含む)を加算

グリーン料金、グランクラス料金は適用しない。